

午後 2 時 00 分 開会

1 検証について

(1) 検証順番の入れかえについて

【中村委員長】 5月25日の代表者会で、議長から本委員会の検証の順番について提案があったことはそれぞれの代表者から既に聞いていることと思う。これを受け、委員長としては、議会基本条例の「第12条、議決事件の追加」を繰り上げて検証することとしたいと考えている。詳細について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 委員長から説明があったとおり、既に代表者から説明を受けていると思うが、念のために説明する。現在市側で次期総合計画を策定中である。総合計画については平成23年の地方自治法改正により、基本構想の策定、議決義務が削除されている。そこで9月定例会において、地方自治法の規定による議決事件条例を議員提出議案として定めていきたいとの提案が議長からあり、本委員会において、「第12条、議決事件の追加」の検証の順番を繰り上げ、先に協議することを本委員会の委員長に依頼することが代表者会で合意されたものである。

【中村委員長】 本件は代表者会で全会派の代表者により既に合意されている事項であることから、議長からの依頼のとおり検証の順番を繰り上げることとし、まず「第12条、議決事件の追加」から検証を行い、その後評価シートの順番のとおり進めることとしたいがよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

(2) 検証事項について

【中村委員長】 前回の本委員会で「大和市議会基本条例 検証評価シート」を用いて条単位で順番に検証を行うことが合意され、今後の円滑な進行のため、条例の全ての条文と、全ての新規追加事項について、事前に評価等に関する会派としての考え、意見をまとめていただいた上で出席していただくようお願いした。では検証の方法について説明する。まず、各会派の評価とその理由等を確認して、協議し、最後に本委員会としての評価を決定する方法を進めたい。

はじめに、「第12条、議決事件の追加」について検証を行う。本件については議長より「9月定例会において、総合計画の基本構想を議決事件として追加することを議員提出議案として定めてほしい。」との依頼を受けているので、それを念頭に置いていただき、意見をお願いしたい。

午後 2 時 03 分 休憩

午後 2 時 04 分 再開

【青木委員】 本委員会は時間も限られており、議長からの依頼内容で議決事件を追加するのがよいと考える。それにより第 12 条も達成できる。議長からの依頼は総合計画の基本構想についてか。

【事務局次長】 総合計画の基本構想を議決事件に追加することを議員提出議案とすることについてである。

【佐藤委員】 これまでの経過から、第 12 条の検証という点ではまだまだ不十分であったと思うが、今回の議長からの提案により達成し、評価していくのがよいのではないか。次期の議員で協力し、議会として市の活性化に協力できればと思う。

【中村委員長】 総合計画の基本構想を議決事件に追加することを議員提出議案とすると決定し、議長へ報告してよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、総合計画の基本構想を議決事件に追加することとする。今後について事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 ただいまの決定事項について、委員長から議長へ報告していただく。それを受けた議長が条例案を作成し、9 月定例会前の議会運営委員会に諮り、本会議へ上程する流れとなる。

【河端委員】 9 月の定例会でよいか。

【議事担当係長】 その予定である。

【佐藤委員】 9 月の定例会で総合計画の基本構想を議決事件に追加することが決定し、基本構想について議決するのはその後の 12 月定例会か 3 月定例会を想定しているということによいか。

【議事担当係長】 昨日の全員協議会で市側から説明があった内容では、議決事件の追加が 9 月定例会、基本構想の議決が 12 月定例会と想定しているようである。

【山崎委員】 再度説明をお願いしたい。

【議事担当係長】 議会基本条例を改正するのではなく、総合計画の基本構想を議決事件に追加する提案である。

【山崎委員】 条例名はどうなるのか。

【議事担当係長】 本日の決定を受けて委員長が議長へ報告し、議長が条例名、案文を作成されることになる。

【山崎委員】 本市議会では初めて議決事件を追加する条例をつくるということか。

【議事担当係長】 第 12 条で「議決事件の追加を検討するものとする。」とされており、これまではなかったが、本日追加を検討し、先ほど決定された。

【中村委員長】 総合計画の基本構想は以前地方自治法で議決事件とされて

いたが、法改正により議決事件ではなくなったため、議決事件の追加を行わなければ総合計画の基本構想は議決が不要となる。それを以前と同じように議決事件とするよう条例で定めることを決定するのが今回の議題である。議長が作成された条例案が9月定例会前の議会運営委員会に提出される予定である。以上のとおりどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。今の決定事項を踏まえて改めて「第12条、議決事件の追加」について各会派の評価とその理由を確認したい。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。

【河端委員】 公明党は議会軽視を防ぎ、議会としてしっかりと審議するという観点から、議長からの提案も踏まえ、評価を「概ね達成された」とした。

【赤嶺委員】 議決事件の追加について、議会基本条例作成時にその候補について協議したと思う。これまで提案されてこなかったことから、今後より積極的に議論すべきと考え、明るいまらい大和は評価を「今後努力を要する」とした。また、今回の総合計画の基本構想もその経緯を考えると議会基本条例が生かされたのか疑問である。ただし、議長の意向で代表者会で決定されたことは評価できる。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「今後努力を要する」とした。本日動きがあったが、現在まで行われてこなかった。総合計画の基本構想1件で満足してはいけない。今後さらに活発にすべきである。

【石田委員】 虹の会は評価を「今後努力を要する」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「今後努力を要する」とした。今回前進する決定をしたが、これまで具体的な動きがなかった。議会としての取り組みを広げていければよいと思う。

【中村委員長】 評価が「概ね達成された」と「今後努力を要する」に分かれているが、委員会としての評価をある程度まとめたい。どちらの評価をした会派も本日の決定について一定の評価をしている。「概ね達成された」と評価した会派は4年の任期の中で1件議決事件を追加できたことはよいことで、今後も行わなければならないが、今期としては「概ね達成された」と考えているということである。「今後努力を要する」と評価した会派については本日の決定は評価するが、まだまだ不十分で「今後努力を要する」とのことである。

【山崎委員】 1件のみで「概ね達成された」と評価できるのか。

【中村委員長】 今期の評価である。議決事件を多く追加すればよいというものでもない。

【赤嶺委員】 条文は「議決事件の追加を検討するものとする。」である。追加が検討されたのが論点となると思う。本日の総合計画の基本構想が追加を検討するに含まれるか否かということもある。

【青木委員】 そもそも議決事件はそこまで多く定めるものではないと思う。

【山崎委員】 議決事件の追加はそこまで多いものではないというのはわかる。議会運営委員会で協議されることなどが検討に当たると思う。今回総合計画の基本構想が追加されることとなり前進したと思うが、そのほかにも協議されていないものもあるかもしれない。

【河端委員】 議会運営委員会で協議されたことがあったのか確認したい。

【議事担当係長】 協議された記憶はない。

【赤嶺委員】 議決事件の追加の提案を行う際の規定はあるか。

【議事担当係長】 議会基本条例第 12 条で議決事件の追加を検討することが定められているが、どのように検討するかについては規定されていない。議会運営にかかわることであるため、議会運営委員会の最後に毎回設定されている「その他」の議題として提案していただくことが考えられる。

【赤嶺委員】 議決事件の追加の提案を行う際の規定が明確ではなく、協議されたこともない状況であり、今後その方法を明確化し、議決事件の追加について議会としてより積極的に議論していく必要がある。各議員が議決事件に追加すべきと考える事項があると思う。私は地域防災計画を議決事件に追加したいと思っている。そうしたことに対する協議が行われていない段階では「今後努力を要する」と評価すべきだと思う。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「今後努力を要する」に変更する。

【河端委員】 公明党は評価を「今後努力を要する」に変更する。

【中村委員長】 議決事件の追加について考えていくのは議員である。本日まで任期中にどの議員も議決事件の追加を提案してこなかった経緯がある。議決事件の追加を行うには条例を施行しなければならない。議案を提出する権利は全議員が持っているので、よく検討し今後議論を深めたい。検証の結果、「第 12 条、議決事件の追加」についての評価は、「今後努力を要する」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

【山崎委員】 本委員会では条単位で検証するのか。例えば「第 7 条、市民参加」は 4 つの項に分かれているが、それを 1 項ずつ検証していくのか。

【議事担当係長】 項、号でわかれている条の検証方法については決定されていない状況である。本委員会でも決定していただきたい。

【中村委員長】 意見を聞くのは項、号ごととし、評価は条ごととすることでどうか。

【山崎委員】 項、号ごとに評価が異なる場合はどうすればよいか。一番厳しい評価とすべきだと感じる。

【中村委員長】 それでは評価も項、号ごとにするか。

【河端委員】 会派内で項、号ごとに協議していないため、再度会派内での協議が必要になってしまう。

【山崎委員】 「今後努力を要する」という評価が1つでもあった場合は、条全体の評価も同じにせざるを得ないと感じる。項、号ごとに評価したほうがわかりやすいのではないか。

【鳥淵副委員長】 各会派の評価を確認する際にまず条全体の評価を述べ、そうした評価に対する考え方も含めて理由を説明すればよいのではないか。

【石田委員】 条全体の評価を述べ、その後、項、号ごとの評価を説明するというので、鳥淵副委員長の意見に賛成である。

【鳥淵副委員長】 項、号ごとの評価をするかどうかは各会派の考えによると思う。項、号ごとの評価をつけるのであれば理由を説明する中で発言すればよい。

【中村委員長】 では、そのように評価するというので、前文に戻って順に協議したい。

【佐藤委員】 日本共産党は総括的な内容であり、評価するのが難しく、現状のままでよいと考えた。

【中村委員長】 評価は「該当しない」でよいか。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「該当しない」とした。

【石田委員】 虹の会は評価を「今後努力を要する」とした。「執行機関と健全な緊張関係を保ちながら監視機能を十分に発揮し、多様な民意を反映しながら政策立案機能の向上を図る必要がある。時代に即応した議会運営の刷新も求められている。」と内容が多岐にわたるが、二元代表制をポイントに評価した。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は前文は理念を述べたものであるため、評価を「該当しない」とした。

【赤嶺委員】 前文の評価は非常に難しく、第2条以降の全ての評価にかかわる。第2条以降の評価として「概ね達成された」と「今後努力を要する」が多い場合は、前文の評価もそのどちらかになってしまうのではないか。第2条以降の評価が終わっていない段階での評価は難しく、前文は最後に評価すべきだと思う。現状では、明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。

【河端委員】 公明党は前文は議会の役割や責任など理念を述べたものであるため、評価を「該当しない」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは、取り組みの状況から「概ね達成された」と考えるが、継続して努力が必要なものでもあるため、「概ね達成された」と「今後努力を要する」の両方であると思う。評価が難しいため、前文は最後に評価するほうがよいのではないか。

【山崎委員】 全文を最後に評価するならば、第1条、第2条も最後に評価したほうがよいのではないか。

【赤嶺委員】 前文と第1条がよいのではないか。第2条は議会の機能に関

する内容が盛り込まれており、評価が分かれる部分で、前文の評価は第2条の評価にも左右されるのではないか。

【佐藤委員】 まず第3条以降第22条までの評価を行い、第2条、第1条に戻り、最後に前文を評価してはどうか。

【中村委員長】 佐藤委員の提案のとおり行うことでいかがか。

全 員 了 承

【青木委員】 次の評価に進む前に確認したいことがある。第1条の「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進」についてだが、地方自治法ではこの部分の文言が異なると思う。事務局に確認したい。

【事務局次長】 地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」とされており、文言は異なる。

【中村委員長】 文言の整理には多くの時間が必要である。なお、地方自治法では市民という言葉は一切使われていない。

では、「第3条、議会の活動原則」についての評価を行う。

【河端委員】 公明党は第1号から第3号は概ね達成されており、第4号「議会の役割を不断に追求し、議会の改革に取り組むこと。」についても現在行っている最中であるため、第3条全体の評価を「概ね達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「今後努力を要する」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は号ごとに検討をし、第3条全体の評価を「今後努力を要する」とした。各号の評価についてだが、第1号は本市では透明性の確保ができていると思うが、例えば委員会のインターネット中継を行っていないことは、市民にとって非常に身近な会議であるにもかかわらず自宅で視聴できない点が課題であると思う。市民への説明責任については、賛成、反対の理由について全てに討論されているわけではない。反対する理由がない内容のものはわかるが、意見書などでも討論をしていない。議会だよりを読んだときなどに各会派の賛成、反対の理由がわかる状態が第2号が達成できたと言える状態だと思う。第3号は議会運営委員会では議員同士で討議されているが、常任委員会等では市側に質疑し、その中で自分の意見を述べている。議員同士の討議が行われていない状況で第3号を達成できたと言ってよいのか考え、「今後努力を要する」とした。第4号は議会改革実行委員会などを行ってきたが、十分達成されたとは言えない状況であるため、「概ね達成された」とした。「今後努力を要する」と評価した号があるので全体の評価もそのようにした。

【石田委員】 虹の会は第3条全体の評価を「今後努力を要する」とした。第1号は委員会のインターネット中継が課題であり、「今後努力を要する」である。第2号は調べれば情報を得ることができる部分も多いが、知るための労

力がかかるので簡単にわかるようにすべきであり課題があると思う。第3号については意見交換会の開催等を行っており「概ね達成された」とした。第4号については「概ね達成された」とした。

【佐藤委員】 日本共産党は第3条全体の評価を「今後努力を要する」とした。委員会のインターネット中継が課題であり努力が行う必要がある。言論の府、討論の府という点では議員間討議をどのように実施するかということも考える必要がある。委員会での審査に当たっての調査等はより必要であると思う。

【赤嶺委員】 先ほどの評価について説明をしたい。第1号については進められてきていると思う。スマートフォンでのインターネット中継の視聴や会議録の閲覧ができるようになるなど着実に進行している。全会一致で合意したにもかかわらず委員会のインターネット中継が実施されていない点が気がかりであり、進めていくべきである。その点から「今後努力を要する」と評価した。第2号は結果の内容は知らされており、「概ね達成された」とした。第3号については、十分な討議の内容が明確ではない。本委員会や議会改革実行委員会も市民からの意見等を踏まえて行っており、そのように考えれば実施している。しかし、意見交換会後の議員間討議が行われていない現状を考えるとさらに努力が必要であり、「今後努力を要する」である。第4号は現在進めており「十分達成された」と評価した。今後も継続的に進められなければならないものである。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「今後努力を要する」に変更する。

【河端委員】 公明党は4年間で徐々に進んできたという視点での評価で「概ね達成された」としていたが、他の会派の意見を聞き、今後も継続して努力する必要がある点については同意見であるため、評価を「今後努力を要する」に変更する。

【中村委員長】 「概ね達成された」と「今後努力を要する」のどちらの評価をした会派も今期全くできていなかったというのではなく、4年間行ってきたことについて評価している。しかし、自身に厳しく、不断の努力をし続けなければならないという点から、検証の結果、「第3条、議会の活動原則」についての評価は、「今後努力を要する」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第4条、議員の活動原則」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【石田委員】 虹の会では評価を「概ね達成された」とした。個人の活動となり断定的に評価することは難しいが、各議員が地域の課題等について細やかに取り上げて提案している。第1号は本市は常任委員会の質疑が活発であり、

評価できる。第2号は一般質問などで市民から聞いた意見等をもとに課題を捉えて提案できている点で評価できる。第3号も「概ね達成された」と考えている。

【山崎委員】 第4条は常に努力が必要で達成されたと言ってよいものか疑問である。また、議員個々の問題となる部分もあり、検証は必要であるが難しい。自分も含め、各議員を客観的に見たときにもう少し努力すべきと思う場合もあり、常に努力が必要なので、神奈川ネットワーク運動では評価を「今後努力を要する」とした。全議員が第4条に書かれた内容を達成することを目指して活動していかなければならない。

【中村委員長】 「今後努力を要する」という評価については、できなかったために努力を要することと、頑張ってきたけれども今後も努力をしていく必要があるというのは違うと思う。神奈川ネットワーク運動の「今後努力を要する」という評価は、議員として活動してきた4年間を振り返り全くできていなかったという評価なのか、4年間頑張ってきたし、行いたかったことも多くできたが、十分ではないので引き続き頑張っていきたいという評価なのか。

【山崎委員】 引き続き頑張っていきたいという後者の評価である。

【中村委員長】 「今後努力を要する」という言葉が難しいが、誤解を与えるような評価となってはいけない。「今後努力を要する」という評価をした場合、市民から議員の活動について自分たちが全くできていないと評価したという印象を与えてしまいかねない。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和では、第4条は検証が難しく、評価を「該当しない」とした。全議員の第1号から第5号までの活動を個々の委員が検証するのはかなり難しく、評価しにくい。同党派ならともかく、他党派の議員についてはわからない部分があり評価できない。明るいまらい大和の議員の活動は「十分達成された」か「概ね達成された」である。党派内の討議等も行っており、各議員が個別の意見交換会等も実施している。政策提言や行政監視も一般質問等で積極的に行ってきた。議員活動の情報提供はSNSやウェブサイト、党派広報等を通して積極的に行っている。資質の向上についても各議員がそれぞれの分野で複数の取り組みを積極的に行っている。しかし、このような評価を議会全体に対して行うことは難しい。

【河端委員】 公明党では他党派や他の議員を評価するという視点での評価は行っていない。議員は個々にさまざまな活動をしている。自分はできているかという視点で評価をした。市民福祉の向上を目指して何ができるかを考え、課題を見つけ、一般質問等で政策提言をしたり、日々努力をしている点から、評価を「概ね達成された」とした。これで十分と言う気はなく、今後も議員として努力し続けていく、使命を果たしていく、研さんしていくという気持ちである。

【青木委員】 自民党・新政クラブは非常に判断に悩み、評価を「概ね達成された」と「今後努力を要する」の両方とした。

【佐藤委員】 日本共産党では、各議員がさまざまな努力をしているという点から、評価を「概ね達成された」とした。しかし、個々の議員がまだまだ努力が必要と感じている部分もあると思う。また、赤嶺委員が発言されたとおり、第4条を議会全体として評価するのはいかがなものかと思う。

【赤嶺委員】 本条例は全て理念条例であると考えた場合、第4条は議員が拘束されるものなのかということがある。第4条全てが努力規定であれば捉え方が変わると思う。

【中村委員長】 実施しなければならないことではあるが、その方法はさまざまである。自分と異なる方法でも、それは違う、全然やっていないという評価にはならない。

【山崎委員】 努力規定だと思う。

【中村委員長】 評価は分かれているが、各議員が努力をし、全く行っていないという議員はいないと思う。実施しているが、さらに努力が必要であると全委員が考えている。その点を意見として明記して評価を「概ね達成された」としてはどうか。「該当しない」とすることもできるが、これも自らの活動を評価できないのかという誤解を招く可能性がある。

【赤嶺委員】 検証する範囲の問題である。自分の会派はよいが他の会派はわからない。

【山崎委員】 目に見える部分は検証できる。視察に行き、一般質問で生かし、施策に反映させることができれば評価はよくなる。しかし、本会議でどのような一般質問をしたか、委員会でどのような質疑をしたかが評価に必要となってしまう。市民はそれで評価をするということもあるが、自分たちでは評価しにくい面がある。

【中村委員長】 有権者から選挙で評価される内容である。議会として評価するとなると全くできていない議員はいないと思う。

【石田委員】 評価は難しいが、一般質問や委員会での各議員の発言からは市民の意見等を拾うことができていると感じる。努力を要するというよりはポジティブな評価ができる部分であると思う。本委員会では該当しないとするよりも見える部分で評価していくほうがよい。

【赤嶺委員】 そうなると、青木委員の「概ね達成された」と「今後努力を要する」の両方の評価というのがよいと思う。自分たちの評価を自分たちでしているので、概ね達成されたが今後努力を要するとなる。どちらかと言えば「概ね達成された」である。

【中村委員長】 自分のことを評価しにくいというのはあるが、政治家は基本的に自分のことを評価している。これだけのことをする、これだけのことができるので投票してほしいと言ってこの場にいる。

【山崎委員】 本委員会を委員のみでなく、全議員が自分を顧みる機会にしてほしい。市民の声を聞いているか、そしてそれを行政に伝え、生かされているか、また、生かされていないのであれば何が足りないのかを一人一人が検証する機会にしてほしい。各委員が持ち帰り把握してほしい。着地点として

は「概ね達成された」と「今後努力を要する」の両方の評価というのがよいと思う。委員長の発言のとおり、議会として「今後努力を要する」とするのはどうかというのは理解できる。「概ね達成された」に今後努力を要すると書き添えて、各議員に把握してもらうのがよいと思う。

【石田委員】 第4条第5号で「自らの資質の向上を図るため研鑽に努めること。」とあり、「概ね達成された」と評価することで、今後も継続して取り組んでいくことを市民に伝えることができると思う。

【佐藤委員】 本委員会から議長への報告は、「十分達成された」や「概ね達成された」という言葉のみの評価を記載したものなのか。理由や意見を付すことができるのか。今後の評価方法にもかかわる部分である。単純に「十分達成された」や「概ね達成された」ではなく、理由や意見を付すことができるのであれば「概ね達成された」と評価したが、今後も努力を要すると発言する委員が多かったことを記載してもらうのがよいのではないか。

【議事担当係長】 書式は任意であり、佐藤委員の提案されたような書式も可能である。全ての検証が終わった段階で委員長が作成することになる。本委員会でのそのような書式で作成することが合意されれば可能である。

【中村委員長】 会議録にはどのような協議が行われたかが残るが、報告の際にも佐藤委員の提案のような書式で作成したいと考えている。本委員会は原則全会一致であるが、全会一致しない場合もあるかもしれない。「委員長を含む出席委員の3分の2以上の多数によりこれを決定することができる。」とされているが、他の委員の意見が反映されないのは困る。評価がまとまらなかった場合は本委員会としては多数意見を評価とするが、他の意見も付記していきたい。また、本件については各会派で他の議員にも内容を伝えてほしい。

【山崎委員】 委員長の今の発言は今後の進め方に影響する。記載してもらえれば、協議の中で意見を変更することも可能になるかもしれない。全会一致しやすい進め方であり、よいと思う。

【中村委員長】 評価を決定することよりも意見を出してもらうことが重要である。できる限り多くの意見を反映できるようにしたい。

【赤嶺委員】 会派内での評価は「十分達成された」か「概ね達成された」であるが、他の委員も会派内ではそのような評価であれば全体としても「十分達成された」か「概ね達成された」になる。「十分達成された」と評価する会派がなかったことから考えると評価は「概ね達成された」でよいのではないか。

【中村委員長】 これからも引き続き努力していかなければならない点から、「十分達成された」と評価することには抵抗があるようである。「概ね達成された」が今後も引き続き努力していくということで、検証の結果、「第4条、議員の活動原則」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

続いて、「第5条、議員の政治倫理」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「該当しない」とした。

【赤嶺委員】 明るいまらい大和は評価を「今後努力を要する」とした。品位の保持及び政治倫理の向上という点で、議員間で注意をされていることがある。その点でどのように取り扱うか決まっていない部分がある。

【石田委員】 虹の会は評価を「該当しない」とした。倫理は目に見えるものから見えないものまで多岐にわたる。自分の中で持つべきもので評価することになじまない。

【佐藤委員】 本市議会では社会道徳、倫理を問われる事件は起きていないという点から「十分達成された」と評価できると思う。ただし、政治倫理について評価するのめいかがなものかと思ひ、日本共産党は評価を「該当しない」とした。

【河端委員】 議員には選挙で選ばれた者としての重要な責務がある。高い倫理的義務が課せられていることを深く認識して行動していかなければならない。公明党は評価を「概ね達成された」とした。

【青木委員】 各議員については「十分達成された」か「概ね達成された」であると思う。議会全体としては「概ね達成された」であると思う。そこで、自民党・新政クラブでは評価を「概ね達成された」とした。

【中村委員長】 本条例を作成する際に別に政治倫理条例を制定するかどうかの協議があった。政治倫理条例が制定されている議会の多くは過去に問題となるようなことがあり、襟を正す意味で条例を制定している。しかし、本市議会は現在も過去においてもそうした政治倫理について大きく問題になるようなことはなく、制定することで市民に誤解を与えてしまうのではないかということで制定しなかった。そのかわりとして本条例第5条で政治倫理について定め、議会全体の努力目標とした経緯がある。そのため、評価を「該当しない」とすることには違和感を覚える。また、「今後努力を要する」と評価することは、本市議会として政治倫理上の問題があったのかと誤解を生むことにつながるのではないか。

【山崎委員】 何か問題があったかを考えるのであれば何もなかったと言える。そのような考え方であれば「十分達成された」でよいと思う。

【赤嶺委員】 条文はかなり厳しい内容になっており、議員として襟を正して活動することが求められている。例えば服装に関する規定があればその規定を全議員が守ることなども含まれるのであり、その点から考えると達成されていないのではないか。

【中村委員長】 本条文では主語として「議員は」となっており、各議員がそれぞれ努力していくための条文である。条文を指針として努力をしているのであれば、それなりの評価をすべきである。

【赤嶺委員】 今期私を感じ、事実としてあったことを述べた。このままで「概ね達成された」と評価してよいのか。もっと改善すべき点があれば評価は「今後努力を要する」となるのではないか。「十分達成された」や「概ね達成された」とするのは服装などに関する問題が起きていない状況の場合であるべきで、私はそうは思わない。

【事務局次長】 赤嶺委員から倫理面や品位の保持についての話が出ているが、本条文の見出しが「議員の政治倫理」であることに注意してほしい。条文の中身には品位の保持等の言葉があるが、見出しの政治倫理という言葉から誤解を招く可能性があることを懸念している。

【中村委員長】 本条文は汚職などについてを念頭に置いたものである。

【佐藤委員】 政治的な問題ということか。

【中村委員長】 そのとおりである。自分に厳しくという視点で「今後努力を要する」としても、評価を見た市民等は本市議会に問題があると議会みずからが評価したように感じてしまう。

【赤嶺委員】 汚職のような問題が生じていないため「十分達成された」ということか。

【中村委員長】 品位の保持等の観点で細かい点が十分でないとして「概ね達成された」としている会派もあるようである。

【山崎委員】 第4条と第5条は似ているが異なる。第4条は常に努力していくものであるが、第5条は逮捕されることをしたかどうかということが含まれる。服装など細かい点で個々に達していない部分はあるようだが、政治倫理という点ではできているとしなければならないのではないか。

【中村委員長】 先ほど汚職という表現をしたが、逮捕されるまででなくとも、その疑いを持たれるようなことはしない、市民の目からもっとしっかりしてほしいと思われぬようにするための戒めとしての条例である。

【鳥淵副委員長】 公明党では完璧ではないがしっかり頑張っていると評価した。「該当しない」というのはいかがなものか。

【赤嶺委員】 政治倫理の及ぶ範囲をどのように捉えるかである。

【鳥淵副委員長】 個人的には服装の問題等も厳格にしていけないと思いき、今までも声を上げてきた。そうした意味では襟を正すべきであり、「今後努力を要する」と評価したい部分もあるが、公明党では「概ね達成された」と評価した。

【中村委員長】 検証の結果、「第5条、議員の政治倫理」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。なお、評価の理由・意見等の欄に記載する文章については私が作成し、本委員会の最終回にまとめて提示させていただくこととしたい。

続いて、「第6条、会派」について検証を行う。本件について各会派の評価とその理由を確認したい。

【赤嶺委員】 会派に属さない議員の取り扱いが問題になると思う。逐条解説には「会派への所属の有無にかかわらず、議員平等の原則は保障されます。」と記載されているが、改善の余地があると思う。本委員会を設置する際にも代表者会で会派に属さない議員の取り扱いについて協議され、新規提案ができることとなった。会派に属していないことで不利益を受けている点もあると考える。一方で、会派に属している議員と比べてそれほど大きな制限があるかどうかと考えると、会派に属する議員も会派の中で変更を求められることもあり、会派内の他の議員に譲ったり、発言をお願いしたりしなければならない面もある。全体として考えて明るいまらい大和は評価を「概ね達成された」とした。

【山崎委員】 神奈川ネットワーク運動は評価を「今後努力を要する」とした。特に第2項は会派内での意見が分かれてしまう会派がある現状で、達成できたと言えるのか疑問である。第3項の「他の会派等との合意形成に努めるものとする。」については意見書の対案を作成したときに原案を作成した会派に伝えない現状等からできていないと考える。

【石田委員】 虹の会は評価を「概ね達成された」とした。第3項について足りない部分はあるが、意見書等に関して意見交換されている。会派に属さない議員の取り扱いについては課題があると思う。

【佐藤委員】 日本共産党は評価を「概ね達成された」とした。会派間での調整については取り組みが進んできている。意見書の提出の日程を早めたことで事前の調整がスムーズになった。会派に属さない議員の取り扱いに課題があり、特に委員会、附属機関の配分に課題がある。今後も協議をし、議員平等の原則を担保していくべきである。

【河端委員】 公明党は評価を「概ね達成された」とした。

【青木委員】 自民党・新政クラブは評価を「概ね達成された」とした。

午後3時35分 休憩

午後3時40分 再開

【山崎委員】 第3項は、多くの会議を原則全会一致としていることは評価できると感じている。

【中村委員長】 検証の結果、「第6条、会派」についての評価は、「概ね達成された」とすることでよいか。

全 員 了 承

【赤嶺委員】 本日検証が終わった条の評価の確認をしたい。

【議事担当係長】 第12条は議長が提案された総合計画の基本構想を議決事

件に追加することで合意され、委員長から議長へ報告することとなった。また、第12条の評価は「今後努力を要する」である。前文、第1条、第2条は最後に検証することとなり、第3条が「今後努力を要する」、第4条が「概ね達成された」、第5条が「概ね達成された」、第6条が「概ね達成された」であった。議長への報告の際には評価の理由・意見等の欄を設け、検証の際に出された意見等を記載し、本委員会の最終回に委員長が諮って決定することとなった。

【中村委員長】 本委員会の会議時間は2時間程度としており、今がちょうど都合である。本日はこの程度にとどめることとし、事務局から連絡事項をお願いする。

【議事担当係長】 それでは次回のお知らせをする。次回、第4回の本委員会の日程については、7月23日（月）午後2時からである。

【中村委員長】 次回は「第7条、市民参加」から検証を行うこととしたい。

【山崎委員】 8月の会議はお盆に当たるのではないか。

【議事担当係長】 本委員会の全ての日程は、委員長が前回の本委員会で諮ったところ全会一致で合意され決定したという経緯がある。

【中村委員長】 委員の出席が難しければ代理出席は可能であるので、そのようをお願いしたい。ほかになければ以上で終了する。

午後3時46分 閉会